

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

# 名古屋北部民商ニュース

発行：2020年9月7(月) No. 392

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

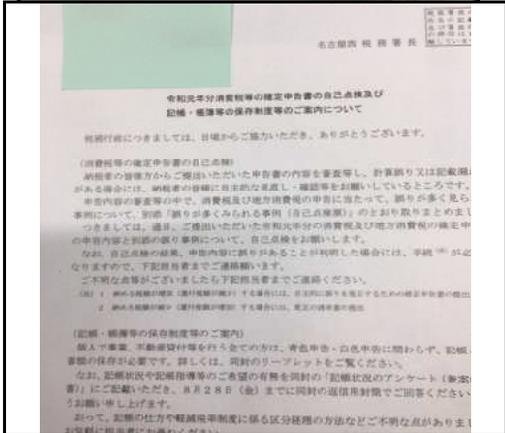
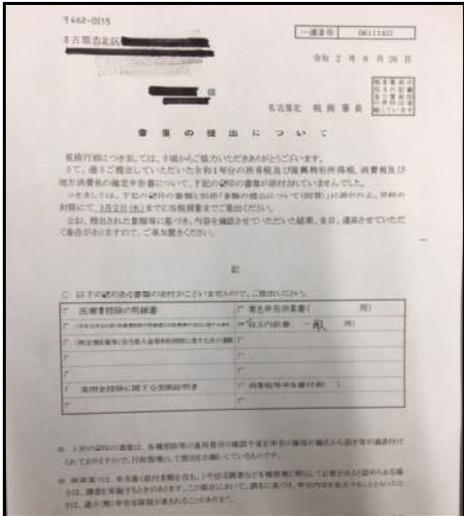
## 安倍首相退陣！今こそ消費税を5%にの声を大きく！

「**収支内訳書**」は提出しなくても罰則はありません

8月26日付で、税務署から「書類の提出について」との文書が送付されています。その多くは、白色申告で収支内訳書を添付していなかった方に対して送られています。例年、6月下旬に送付（さっそく）、税務署から、「収支内訳書を提出しろと手紙がきた」と何人かの会員から事務所に電話が。収支内訳書については、提出するかどうかは、納税者本人が決めることで、提出しなくても罰則はありません。ただし、青色申告の方で、「青色申告決算書が未提出」である場合などは、対応する必要があります。ご注意ください。

消費税率等の確定申告の自己点検及び記帳・帳簿等の保存制度のご案内について」の文書も

昨年十月から消費税が10%に増税され、2019年（令和元年分）の消費税申告書は、旧8%、10%、軽減8%の3つの税率が混在するものとなりました。税務署からきた文書には、申告内容の審査等の中で、誤りが多くみられる事例について別添の通りまとめました」と書かれ、受け取った会員は「消費税申告が間違っていると言われているようで不安になった」と話しています。この文書には、記帳状況のアンケートも同封され、記帳指導先として「青色申告会」や「商工会」に誘導するような中身となっています。今後予定される税務署交渉でも、目的についてただしていくことになっています。



### 料理・飲食店 Web交流会

愛商連が「飲食店Webミーティング」を企画しました。「Zoom（ズーム）」を使って、県下で頑張る飲食店の仲間と交流しませんか？

「ウーバーイーツは使ってる？」「コロナ対策はどうしてますか？」など交流できるといいですね。パソコン、スマホ、タブレットなどZoomアプリをインストールできれば参加できます。

参加希望の方は、愛商連もしくは民商まで申し込んでください。参加希望の方には、参加方法を連絡します。途中参加、退出可

＜日時＞9月9日(水) 14時～16時

\*愛商連 電話 052-679-6911  
FAX 052-679-6912  
e-mail fwis8941@gol.com



### 9月の行動を相談

8月28日（金）夜7時から、山田支部役員会を7人の参加で開きました。会場は、コメダ珈琲小田井店です。山田支部では、今まで支部主催でバーベキューや学習会に取り組んできましたが、コロナ感染防止のため、なかなか行事もできません。

「税務署から収支内訳書の督促や、消費税についての文書が来ている」「持続化給付金や家賃給付金についても、まだ知らない人がいるかも」と、話し合いました。

「コロナが心配だけど…」との声もありましたが、



加納支部長が「会員訪問はしないといかんだろう！」と発言。9月19日（土）朝9時30分に集合して訪問活動を決めました。